

令和7年度 事業計画

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

I 基本方針

本会は、社会福祉法第109条に規定する「社会福祉を目的とする事業の企画及び実施」、「社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助」、「社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成」などを行うことにより地域福祉の推進を図る中核的な団体として、地域共生社会の実現に向け「住民参加による誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」をめざしています。また、本年度も厳しい財政状況が続く中、令和6年能登半島地震による被災者支援の継続、市の重層的な支援体制整備への協力も必要となっておりますが、安全・安心で効率的な事業運営に努めるとともに、第3期野々市市地域福祉計画・地域福祉活動計画(2023年度から2027年度)の実践3年目にあたり、市、関係する機関・団体との協働により、計画の基本理念である「みんなで支え合い 声と心がつながる 元気で安心なまち ののいち」のさらなる強化に向けて事業に取り組みます。

II 重点項目

社協組織全体で以下の取り組みを重点項目として位置づけ、取り組んでいきます。

1. 社会福祉協議会の機能の充実

令和7年度から8年度にかけて実施予定の老人福祉センター椿荘大規模改修に伴う社会福祉協議会事務局移転により、地域福祉を推進する機能を強化できるよう取り組んでいきます。また、市民の福祉ニーズや課題を的確に把握し、解決に向けた市民活動の推進、市の重層的支援体制整備への協力のため、市内全域・各地区での課題解決に取り組む職員やボランティアコーディネーターなど、人材の獲得や育成に継続して取り組んでいきます。

2. 令和6年能登半島地震による避難者支援の継続

野々市市へ避難された方への支援を県・市と協力して実施していきます。長期的な支援が必要となるため、通常業務と並行して実施できるよう持続可能な体制を構築していきます。

3. 災害時の体制強化・向上

令和6年能登半島地震の教訓を基に、災害ボランティアセンターの役割や位置づけについて更に明確化を図るとともに、市やののいち災害ボランティアネットワークと災害ボランティアセンターの具体的な運営体制を共有していきます。また、平時から発災時に対応できるよう野々市市社会福祉法人連絡会との連携も強化し、地域防災力の向上にも努めます。

4. 財政基盤の強化

地域の福祉ニーズや課題に対し市民自らが取り組んでいる支え合いの活動に対して支援し、その活動をSNS等で積極的に周知することで、社協の認知度向上による会員会費や共同募金の推進を図ります。

Ⅲ 事業計画

1. 法人運営

理事会、評議員会等を開催し、事業計画並びに資金収支予算等を定め、決算など本会の基幹的業務を計画的に実施します。また、広報誌「ののいち社会福祉」やホームページ等による社協事業の周知に努める一方、住民の期待に応え、信頼される組織として、職員の能力開発のための研修を実施します。さらに、働き方改革関連法に基づき職員が安心・安全に業務に従事できるよう、魅力ある職場づくりに努めます。

- ・理事会の開催（5月、3月予定）
- ・評議員会の開催（6月、3月予定）
- ・決算監査の実施（5月予定）
- ・広報誌「ののいち社会福祉」発行及びホームページ等情報ツールの管理
- ・職員研修の実施

2. 地域福祉活動計画の推進

第3期野々市市地域福祉活動計画（2023年度から2027年度）3年目となり、市民や関係団体等と協働しながら、可能な方法での市民の参加を促すことで、野々市市の地域福祉活動がさらに活発になることを目指します。また、能登半島地震で被災され避難された方々への支援とともに、野々市市の地域福祉課題を把握したうえで、その対処策として事業を提案するとともに、各関係機関・団体間の連携やネットワーク化を推進します。

(1) **基本目標 1：市民としての第一歩、みんなで「参加」しよう！**

《基本施策 1：いつでも誰でも参加できるまちをつくろう》

- ① 声かけ・あいさつの促進
 - ・声かけ・あいさつ運動の推進
- ② 福祉意識・協働意識の向上
 - ・福祉活動の啓発推進
 - ・福祉教育の推進（当事者の体験談を伝える場）
 - ・福祉体験事業の推進（市内 4 小学校）
 - ・ボランティア活動を通じた福祉意識の育成支援
 - ・障害のある人に対する理解促進・啓発活動

《基本施策 2：地域の活動に参加しよう》

- ① 多様な世代がつながる交流の場や機会づくり
 - ・ふれあい事業の推進
 - ・福祉協力園・福祉協力校の指定及び支援
 - ・ひとり暮らし高齢者生きがい交流事業
- ② 地域の団結・生きがいづくり
 - ・老人クラブ連合会の活動支援

《基本施策 3：みんなで参加、心と体を健康にしよう》

- ① 心の健康づくり
 - ・心配ごとに関する相談支援
- ② 体の健康づくり
 - ・体の健康づくり支援

(2) **基本目標 2：みんなでサポート「支え合い」のまちをつくろう！**

《基本施策 1：地域で支え合うしくみをつくろう》

- ① 身近な地域における支え合いのしくみづくり
 - ・ボランティアセンター機能強化
 - ・地域支え合いマップづくりの作成支援
 - ・町内会における支え合い活動の促進
 - ・共同募金、歳末たすけあい運動の推進
 - ・子ども食堂活動支援
 - 食品や情報提供等支援
 - 野々市子ども食堂ネットワーク（仮）設置・運営支援（新規）
 - ・フードパントリー・フードドライブの推進

生活困窮者への支援

ひとり親世帯への支援（８月・歳末事業）

能登半島地震避難者への支援（状況にあわせ）

② 地域ボランティアによる支え合いのカタチづくり

- ・ ボランティア団体の活動支援
- ・ ボランティア登録の推進
- ・ ボランティア保険の加入促進

※通常ボランティア活動者への支援と大規模災害ボランティア活動者への支援を並行して実施

《基本施策２：大学や企業と支え合うしくみをつくろう》

① 大学や企業と地域の連携強化

- ・ 大学や企業との連携強化（近郊の大学も含む）
- ・ 学生ボランティアの活用

《基本施策３：支え合いで安全・安心のしくみをつくろう》

① 安全・安心な暮らしの確保

- ・ 地域を守る意識づくり

② 災害時の支え合いのしくみづくり

- ・ 災害ボランティア研修
- ・ 災害ボランティアセンター立ち上げ訓練の開催と地域との連携
- ・ 防災備品の充実・貸し出し
- ・ 各種団体との連携

ののいち災害ボランティアネットワークの活動推進

(3) **基本目標３：みんなが「つながるしくみ」安心のまちをつくろう！**

《基本施策１：みんながつながるしくみをつくろう》

① 地域の困りごとを発見するしくみづくり

- ・ 民生委員児童委員協議会の活動支援
（事務局としてタブレットを活用した運営支援）
- ・ 地域福祉推進員の活動支援
- ・ 見守り体制の継続支援
- ・ 生活支援コーディネーター業務（新規）

市が定める活動区域ごとに資源開発、ネットワーク機能、ニーズの取組のマッチングを念頭に置き、多様な主体による多様な取組コーディネート業務を実施することにより、地域における

一体的な生活支援等サービスの提供体制の整備を推進する。

- ② 相談窓口の充実
 - ・各種相談機関との連携強化

《基本施策2：専門的なサポート体制をつくろう》

- ① 困難事例などへの対応の推進
 - ・ネットワークづくり支援

《基本施策3：みんなが安心できるネットワークをつくろう》

- ① 同じ悩み・課題を抱える人などのネットワークづくり
 - ・身体障害者福祉協議会の活動支援
 - ・母子会の活動支援
 - ・手をつなぐ育成会の活動支援
- ② 福祉サービス事業者の連携強化
 - ・社会福祉法人連絡会の活動支援等

(4) 基本目標4：声がきこえ、顔の見える「地域環境づくり」をしよう！

《基本施策1：地域福祉を支える環境をつくろう》

- ① 地域福祉を担う人材育成
 - ・ボランティアの養成
 - ・ボランティアリーダーの養成
- ② 地域情報の発信
 - ・各種媒体を通じた地域情報の提供
 - ・情報バリアフリーの拡充

《基本施策2：みんなが活躍できる地域をつくろう》

- ① みんなが活躍できる地域づくり
 - ・福祉サービス利用支援事業の強化
(判断能力が低下した方に対して書類・金銭管理等の支援)
 - ・生活に困窮している人に対する相談支援
(関係機関と連携を図りながら、課題解決に向けた支援)
 - ・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業運営業務(新規)
長期にわたりひきこもりの状態にあるなど、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない者に対し、本人と関わるための信頼関係の構築や繋がり形成に向けた支援を行う。

② 権利擁護の推進

- ・ 権利擁護に関する情報提供

《基本施策3：みんなで集う場所をつくろう》

① 地域拠点の有効活用

- ・ 4地区での公民館などの活用
(各地区ネットワーク会議での課題解決)

② 身近な地域で集える環境整備

- ・ 集う・通いの場の確保の推進
集う場づくりについて地域の状況に合わせて支援
能登半島地震避難者への集う場などの支援（状況にあわせ）

3. 在宅福祉事業の推進

介護支援専門員（ケアマネジャー）及び訪問介護員（ホームヘルパー）を確保し、職員等の資質向上のための研修を受ける機会を設け、良質な介護サービスを提供します。

※令和7年度老人福祉センター椿荘大規模改修開始に伴い一時移転予定

(1) 介護保険事業の推進

- ① 居宅介護支援事業
- ② 訪問介護事業
- ③ 介護予防・日常生活支援総合事業

(2) 障害福祉サービス事業の推進

- ① 居宅介護
- ② 同行援護
- ③ 障害者一般相談支援事業
- ④ 障害者特定相談支援事業
- ⑤ 障害児相談支援事業

(3) 受託事業の推進

- ① 移動支援事業
- ② 産後安心ヘルパー派遣事業
- ③ 介護予防ケアマネジメント業務
- ④ 障害者基幹相談支援センターの一部機能
- ⑤ 地域生活支援拠点等事業

(4) 自費訪問サービス事業の推進

4. 高齢者受託事業の推進

高齢者の生きがいのある生活を支援するため、職員の資質向上のための研修を受ける機会を設け、良質なサービスを提供します。

(1) 老人福祉センター事業

※令和7年度大規模改修開始に伴い休館予定

(2) いきがいセンター御経塚事業